

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

試験を次のとおり実施する。

平成20年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

目次	ページ
規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	43
告 示	
○平成21年北海道准看護師試験の実施…………… (医療政策課)	43
○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課)	44
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	45
○道路の供用の開始…………… (道路課)	45
○水防警報河川の指定…………… (河川課)	45
○河川法の規定に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管…………… (河川課)	45
○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課)	46
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定…………… (河川課)	46

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年10月31日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第101号
北海道行政組織規則の一部を改正する規則
北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。
第96条の表北海道立占冠診療所の項を削る。

附 則
この規則は、平成20年11月1日から施行する。

告 示

北海道告示第690号
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成21年准看護師

- 1 試験会場
北海道第2水産ビル
北海道渡島合同庁舎
苫小牧市民会館
岩見沢市コミュニティプラザ
北海道上川合同庁舎
北海道網走保健福祉事務所北見地域保健部
（北海道北見保健所）
帯広市医師会館
釧路市生涯学習センター
札幌市中央区北3条西7丁目1番地
函館市美原4丁目6番16号
苫小牧市旭町3丁目2番2号
岩見沢市有明町南1番地20
旭川市永山6条19丁目1番1号
北見市青葉町6番6号
帯広市東3条南11丁目2番地
釧路市幣舞町4番28号
- 2 試験の期日
平成21年2月10日（火）午後1時から午後3時30分まで（2時間30分）
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
 - (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成21年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
 - (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成21年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
 - (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成21年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
 - (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成21年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
 - (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)若しくは(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者
- 5 受験願書等の提出先及び提出期間
 - (1) 提出先
ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所がある者については、最寄りの保健福祉事務所
イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所がある者については、その市の保健所

ウ 道外に住所地がある者については、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話（直通）011-204-5251又は（代表）011-231-4111 内線 25-385）

(2) 提出期間

ア 平成20年12月8日（月）から12日（金）までとする。

イ 郵便等により送付する場合は、12月12日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。

ウ 直接持参する場合は、各提出先の就業時間中に提出すること。

6 提出書類

次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。

(1) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書 1通

(2) 4の(5)に該当する者にあつては、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面 1通

(3) 写真
提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真を受験願書の所定欄にはり付けること。

7 受験手数料

(1) 6,900円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定欄にはり付け、出願者の印章又は署名により消印すること。

(2) 道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、定額小為替又は普通為替によることができる。

8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。

9 合格の発表

(1) 発表日 平成21年3月12日（木）

(2) 閲覧場所 北海道保健福祉部保健医療局医療政策課、各保健福祉事務所及び小樽市保健所

10 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、6の(1)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成21年3月6日（金）までに北海道保健福祉部保健医療局医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

なお、平成21年3月6日（金）までに修業証明書又は卒業証明書を提出することができない者については、平成21年3月31日（火）午後5時30分までに北海道保健福祉部保健医

療局医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

11 試験結果の口頭開示

受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。

(1) 開示する内容 総合得点

(2) 開示を行う期間 平成21年3月12日（木）から4月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 開示を行う場所 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター及び各支庁の行政情報コーナー

(4) 口頭による開示請求に必要な書類
受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。

(5) 口頭による開示請求を行うことができる者は、受験者本人に限る。
また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

12 その他

(1) 受験願書用紙は、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課及び道内の最寄りの保健福祉事務所において配布する。

(2) 受験願書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、120円分の切手（1部の場合）をはったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封の上、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課又は道内の最寄りの保健福祉事務所に請求すること。

(3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成20年11月28日（金）までに北海道保健福祉部保健医療局医療政策課まで申し出ること。

(4) 悪天候等による試験の開始時刻繰下げ等の連絡事項がある場合は、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/irs>）に掲載する。

北海道告示第691号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
東美里別	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水施設）	平成19.10.10
同	同（農業用道路）	同 19.12.7
同	同（暗きょ排水）	同 17.11.30

東美里別 畑地帯総合整備 [担い手育成型] (土層改良) 平成19.11.29

北海道告示第692号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 路線名 当別浜益港線
- 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
石狩郡当別町字青山6846番地先から		前	14.50mから	1,820.00m	—
石狩郡当別町字青山国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署323林班い4小班地先まで		後	14.50mから		
			172.48mまで	1,820.00m	—

北海道告示第693号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 猿払鬼志別線	宗谷郡猿払村字サルコツ175番229地先から 宗谷郡猿払村鬼志別東町168番257地先まで	平成20.10.31

北海道告示第694号

水防法(昭和24年法律第193号)第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成20年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	水防警報区
	左	防 警 報 区 岸 右

余市川 幹川 余市川	余市郡赤井川村字明治4番1地先の金橋 下流端から海まで	余市郡赤井川村字都181番3地先の金橋 下流端から海まで
福島川 幹川 福島川	松前郡福島町字三岳107-2地先の松倉 川合流点から海まで	松前郡福島町字福島708-1地先の松倉 川合流点から海まで

北海道告示第695号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定により除却した工作物について、同条第4項の規定により保管したので、同条第5項及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

なお、当該工作物の保管その他の措置に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者の負担とする。

平成20年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
別表のとおり
- 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
別表のとおり
- 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - 保管を始めた日時 別表のとおり
 - 保管の場所 釧路市堀川町7番地 北海道釧路土木現業所車庫内
- 保管した工作物を返還する場合の手続
北海道釧路土木現業所において、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者であることを証明する書類を提示すること。
- 本件に関する問い合わせ先及び関係図書の閲覧場所
〒085-0006 釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所管理部管理課管理第一係 電話 0154-23-0562

別表

整理番号	保管した工作物			保管した工作物が放置されていた場所	工作物を除却した日時	工作物の保管を始めた日時
	名称又は種類	形状又は特徴 (大きさ単位:m)	数量			
1	倉庫	材質:トタン 大きさ:25.00×8.50	1	釧路市大楽毛南4丁目 4番地先	平成20年10月6日 9時から 平成20年10月7日	平成20年10月7日 17時

16時まで

北海道告示第696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成20年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 区域区分
 - 2 都市計画を定めた土地の区域
 - (1) 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
千歳市北信濃の一部
 - (2) 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
なし
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川余市川水系余市川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道小樽土木現業所事業部治水課及び余市出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成20年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ